



一定面積以上の土地取引には 国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出の必要な土地取引

① 取引形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、
現物出資、地上権・貸借権の設定・譲渡など
(これらの予約も該当になります)

② 面積 (薩摩川内市の場合)

山林を含む全ての土地について

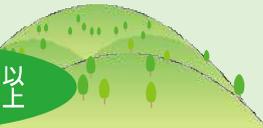
◎都市計画区域

5,000㎡以上



◎都市計画区域以外の
区域

10,000㎡以上



③ 一団の土地 (事後届出の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買
の場合であれば買主)が権利を取得する土地
の合計(「買いの一団」という)が規定の面
積以上となる場合、届出が必要です。

届出の手続き

① 届出者

土地の権利取得者(売買の場合は買主)

② 届出期限

契約日から2週間以内(※契約日を含む)

③ 届出窓口

薩摩川内市役所 企画政策課(本庁4階)
※土地の所在する市町村の窓口へ提出する

④ 提出する書類 (2部提出)

- ① 土地売買等届出書
- ② 契約書の写し(又はこれに代わるもの)
- ③ 土地の位置が分かる5万分の1以上の地形図
- ④ 土地及び付近の状況が分かる5千分の1以上の
図面(住宅地図等)
- ⑤ 土地の形状を明らかにした図面(地籍図等)
- ⑥ その他(代理提出の場合は委任状等)

届出をしないと、法律で罰せられることがあります。

土地取引に係る契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届出をしなかったり、偽りの届出を
すると、6箇月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【問合せ先】 薩摩川内市役所 企画政策課 SDGs・開発グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号 本庁4階 ☎(0996)23-5111

各支所 地域振興課

◎樋脇支所 TEL(0996)37-3111 ◎入来支所 TEL(0996)44-3111 ◎東郷支所 TEL(0996)42-1111

◎祁答院支所 TEL(0996)55-1111 ◎甑島振興局 TEL(09969)2-0001 ◎里市民サービスセンター TEL(09969)3-2311

◎下甑支所 TEL(09969)7-0311

◎鹿島市民サービスセンター TEL(09969)-4-2211

HP) <http://www.city.satsumasendai.lg.jp/> サイト内検索で「土地取引」を入力